

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	敬老ICチャージ端末の回収・初期化・保管作業業務
発注課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
選定事業者	日本郵便株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>市内全域をカバーする227か所の郵便局に、NEC製のチャージ端末機を設置しているが、令和4年3月をもってサービスを終了することから、旧端末を回収しなくてはならない。</p> <p>ただし、全227か所の郵便局の旧端末から新端末への移行は数日を要するとともに、市民サービスを安定的に供給するため、新端末移行後においても新端末不具合発生等に備え、同じ組織内において一定期間旧端末を保管する必要があるなど、機械的に回収することができないものである。</p> <p>そのため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、日本郵便株式会社との特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和3年12月6日